

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2022. 3. 3 NO. 335

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話 080-5531-8236

区議会控室 3312-2111(内)2319 FAX 3312-2610



国際法ふみにじるウクライナ侵略

ロシアは軍事作戦 ただちに中止を

杉並区議会が決議

杉並区議会は3日の本会議で「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議」を賛成多数で可決しました。都政を革新する会は反対しました。

ロシア連邦によるウクライナ侵略に対し断固抗議する決議

今般、ロシア連邦がウクライナを侵略したことは、国際秩序を乱し、自由と民主主義の根幹を揺るがす暴挙であり、断じて許されるものではない。ウクライナ国民の生命と財産、そして自由が理不尽に脅かされていることに、深い悲しみと強い怒りを覚える。

ウクライナへの侵略は、日本国の基礎自治体である杉並区にとっても、遠い国の出来事ではない。

杉並区平和都市宣言の中には、「平和ゆへの幸せを永遠に希求し、次の世代に伝えよう」と謳われている。

これは、原水爆禁止署名運動発祥の地である杉並区が世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願う気持ちを表したものであり、それを実現し、次の世代に引き渡していく決意を示したものである。

よって杉並区議会は、ロシア連邦のウクライナ侵略に強く抗議するものであり、ロシア連邦に対し、軍の即時撤退と国際法の遵守を求めるものである。

あわせて日本政府に対し、邦人の保護をはじめとする人命の救助並びに我が国へのさまざまな影響対策について万全を尽くすよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

杉並区議会

侵略正当化のプーチン演説 国際法の根拠なし

2月24日、ロシアのプーチン政権が、ウクライナにロシア軍を侵攻させ、ウクライナ各地の軍事施設などへの攻撃を始めました。ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじるまぎれもない侵略行為です。攻撃はいまなお続き、民間人を含む多数の人々が犠牲になっています。

日本共産党は、ロシアの暴挙を糾弾し、直ちに軍事行動を止め、撤退することを求めます。

プーチン大統領は、今回の行動は、親ロシア派勢力が支配する地域からの「要請」を受けたもので、国連憲章51条の「集団的自衛」だとしていますが、自分が一方的に「独立」を認めた地

域・集団との「集団的自衛」などありえません。国際法上まったく根拠がない暴論です。

また、プーチン大統領は、ウクライナが「NATO（北大西洋条約機構）」に加盟すれば、ロシアの脅威になるとも主張していますが、いかなる理由をつけても国際法違反の武力攻撃を正当化することはできません。

核保有国であることを誇示 脅しは許されない

とりわけ、許しがたいのは、プーチン大統領が、ロシアが核保有大国であることを誇示して、“攻撃されれば核兵器でこたえろ”と公言していることです。核兵器で威嚇することなど決して許されません。

世界各地で戦争反対の声が高まっています。ロシアでも反戦デモが広がっています。国際社会が一致結束してロシアの侵略を辞めさせることを呼びかけます。



「ロシアはウクライナ侵略やめよ」と訴えました。

3月1日朝、荻窪駅南口

オミクロン株感染急拡大 区は対策強化を



代表質問に立つ 富田たく区議
2月9日

ワクチン3回目接種の迅速化を

オミクロン株の感染拡大は依然深刻です。2月9日の区議会定例会代表質問で、富田たく区議がコロナ対策に全力をあげるよう求めました。

日本のワクチン3回目接種率はOECD加盟国で最下位です。岸田政権が3回目接種の時期を、医学的根拠もなく、2回目から8か月後に固執し、後手後手になってしまったことが要因です。富田区議は、国にワクチン接種の遅れの責任を迫るとともに、ワクチン不足を解消するために、供給増加を国に強く求めるよう迫りました。

区長は、国に対する責任追及

の姿勢は見せませんでした。2月中の迅速な供給を求めると答弁しました。

検査体制の遅れも大問題

岸田政権は、検査体制の強化にも極めて後ろ向きです。

富田区議は、感染が下火の時に体制を拡充しておけば、現在のようない検査を受けたとしても受けられない状況は未然に防げたのではないかと指摘。検査体制強化の重要性の認識を問うとともに、抜本的強化を進めるべきと提案しました。

区長は、症状が有る方が検査を受けられる体制を構築することが重要と答弁。無症状感染者の把握のための検査体制については整っていると強弁しました。

区内では症状が有るかたが優先され、無症状の方の検査が先延ばしになっているという逼迫した現状を、区長は認識できていないことは問題です。

党区議団は、引き続き、新型コロナウイルス対策の強化に向けて、取り組んでいきます。

新型コロナワクチン 3回目接種について

杉並区は、3回目接種券（クーポン）はを以下のとおり送付しています。発送日から予約ができますので、接種希望の方は、同封の書類を確認のうえ、予約してください。発送日から1週刊経過しても接種券が届かない場合は、コールセンターへ連絡してください。

◆問い合わせは、杉並区新型コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-023-015

■ 3回目接種対象者の接種券発送日等（18歳以上の方）

対象者	接種間隔（いずれも2回目接種日から）	2回目接種日	接種券発送日
65歳以上の方	6カ月以上経過	3年9月30日以前に接種した方	発送済
		3年10月1日～30日に接種した方	3月11日(金)
64歳以下の方	7カ月以上経過（★）	3年9月30日以前に接種した方	発送済
		3年10月1日～30日に接種した方	3月11日(金)

★接種券発送日以降で、予約が空いていれば「6カ月以上経過」後に接種可能です。

◆接種券発送日以降で、予約が空いていれば「6カ月以上経過」後に接種可能です。